



# 商工業

## 佐賀市中小企業振興資金融資制度

### 1. ご利用いただける中小企業者

申し込みには、次のような資格要件が必要です。

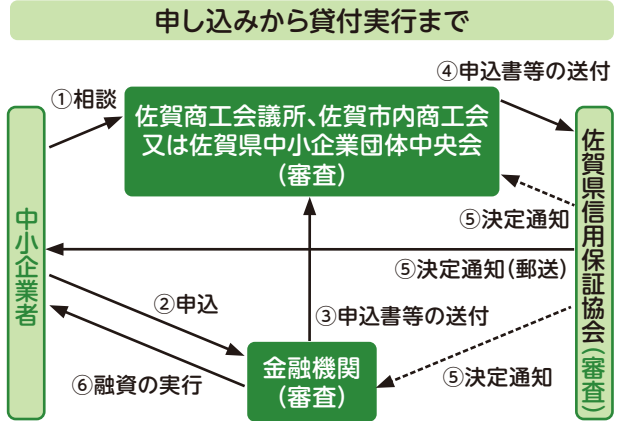
- (1) 市内で6ヶ月以上継続して同一の事業を営んでいる方
- (2) 市税を完納している方
- (3) 佐賀県信用保証協会の保証対象業種であること
- (4) 許認可・登録等を必要とする事業については、その許可を得ていること
- (5) 保証協会の代位弁済及びその保証人となっていないこと
- (6) 最近2ヶ年以内に金融機関の取引停止処分を受けていないこと

### 2. 融資条件

- ・金利は1.3%です。(令和2年4月1日現在)
- ・信用保証料は、市が全額補助します。

### 3. 申し込みから融資まで

中小企業の皆さんは、事業所のある地域の商工会議所・商工会、または中央会へ融資の相談をし、取り扱い金融機関に申し込みをしてください。貸付けが決定したら金融機関の窓口で借入れの手続きを行ってください。



### 4. 制度一覧

制度名	資金使途	信用保証率	融資限度額	融資利率	融資期間 償還方法	担保及び保証人	申込先	取扱金融機関
小口資金	運転資金	市が 全額補助	1,000万円	年 1.3%	7年以内 月賦償還 据置期間 6ヶ月以内	担保 原則不要  保証人 法人代表者 以外は 原則不要	商工会議所、 商工会 (または、 中央会)	佐賀銀行
	設備資金		1,000万円		10年以内 月賦償還 据置期間 6ヶ月以内			佐賀共栄銀行

取扱金融機関 (続): 佐賀信用金庫、西日本シティ銀行佐賀支店、十八親和銀行佐賀中央支店、商工中金佐賀支店、佐賀東信用組合、福岡銀行佐賀支店、みずほ銀行佐賀支店、長崎銀行佐賀支店、横浜幸銀信用組合佐賀支店、大川信用金庫諸富支店

※運転資金と設備資金の合算限度額は1,000万円

商業振興課 金融・労政係 ☎40-7102 FAX 26-6244  
 佐賀商工会議所 ☎24-5158 FAX 26-2914  
 佐賀市南商工会 ☎47-2590 FAX 47-3756  
 佐賀市北商工会 ☎62-0174 FAX 62-2786



東名遺跡の【東名縄文館】  
で2000年前の縄文時代  
にタイムスリップ。



## 佐賀市勤労者生活資金

## 1.制度の仕組み

佐賀市と労働金庫が提携し、佐賀市内の勤労者の方のために生活資金等に対して低利の融資制度を設けています。

## 2.金利(令和2年4月1日現在)

年2.0%(固定金利、別途保証料が必要)

## 3.融資額 300万円以内

## 4.返済期間 10年以内

## 5.利用条件(以下の全てを満たす方)

- ・佐賀市内にお住まいの方
- ・保証機関保証が得られる方
- ・勤続1年以上の方
- ・年間収入が150万円以上800万円以下の方等

## 商業振興課 金融・労政係

☎40-7102 FAX 26-6244

## 九州労働金庫佐賀支店

☎32-1231 FAX 32-0336

## 九州労働金庫ローンセンターさが

☎36-5311 FAX 36-5315

## 農業・林業・水産業

## 農地についての相談は

農地の貸借、売買など、農地に関することについては、係へご相談ください。

## 農業委員会 農地係

☎40-7341 FAX 40-7391

## 農地を転用するなら

農地を農地以外のものに転用する場合、市街化区域外の農地については、事前に農業委員会の許可が必要です。

また、市街化区域内の農地については、事前に農業委員会への届出が必要です。

手続きの方法などについては、係へご相談ください。

## 農業委員会 農地係

☎40-7341 FAX 40-7391

## 農業者年金制度

加入対象者は、国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の方です。農地を所有していない農業者や、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

脱退は自由です。脱退一時金は支給されませんが、それまで納付した保険料及びその運用益は将来、年金として受け取れます。

## 農業委員会 振興係

☎40-7342 FAX 40-7391

## 農地等の贈与税・相続税の納税猶予制度

農地等に係る納税猶予制度とは、農業後継者が農地等を生前一括贈与により取得した場合、相続等により取得した場合について設けられている特例制度です。

この制度の適用を受けるためには、一定の要件がありますので、詳しくは係へお尋ねください。

## 農業委員会 振興係

☎40-7342 FAX 40-7391

## 「認定農業者」になるためには

認定農業者としての認定を受けるためには、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の届出が必要です。認定基準等があります。

## 農業振興課 生産者育成係

☎40-7118 FAX 40-7391

## 農用地の用途変更の手続き

農業振興地域の整備に関する法律に基づいて指定された農用地を農地以外の目的で利用するときは、手続きが必要です。

手続きの方法などについては、係へご相談ください。

## 農業振興課 農政係

☎40-7115 FAX 40-7391

## 農林漁業関係制度資金の融資を受けたい方

農林漁業関係制度資金の融資を受けたい方は、農協、漁協、森林組合等へご相談ください。

## 農業振興課 水田対策係

☎40-7117 FAX 40-7391

## 森林整備課 林業振興係

☎58-2183 FAX 58-2119

## 水産振興課 振興係

☎45-8917 FAX45-8921

## 新しく農業を始める方へ

新しく農業を始める方(新規就農者)には、認定新規就農者制度、それに基づく青年等就農資金貸付制度や農業次世代人材投資事業があります。

## 農業振興課 生産者育成係

☎40-7118 FAX 40-7391

## 有害鳥獣の捕獲許可について

農作物被害に対する鳥獣の駆除等については、鳥獣の捕獲等の許可が必要です。詳しい手続きはお問い合わせください。

## 農業振興課 農政係

☎40-7115 FAX 40-7391

## 森林の土地を取得したときは

森林の土地を新たに取得した方は、森林がある市への事後届出として「森林の土地の所有者届出」が必要です。詳しくは係へお問い合わせください。

## 森林整備課 森林管理係

☎58-2183 FAX 58-2119

## 森林の立木を伐採するときは

森林の立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を伐採する森林がある市へ提出することが法律で義務づけられています。

詳しくは係へお問い合わせください。

## 森林整備課 森林管理係

☎58-2183 FAX 58-2119

## 火入に関する手続きについて

森林において、寄せ焼きなどの火入れを行なう場合は、火入れを行う7日前までに「火入許可申請書」を提出し、市の許可を受ける必要があります。

詳しくは係へお問い合わせください。

## 森林整備課 森林管理係

☎58-2183 FAX 58-2119

## 市民農園 自分で美味しい野菜をつくろう

市民農園は、農家等の畑の一画で、自由に野菜づくりなどを楽しめる農園です。

※現在、市内には14ヶ所の市民農園(貸し農園及び体験農園)があります。区画の広さ、使用料など詳しくはお問い合わせください。

## 農業振興課 地産地消推進係

☎40-7116 FAX 40-7391



山あいの温泉郷、  
【古湯・熊の川温泉】の  
ぬる湯で、ゆったり温浴する。

